

東自貨第 302 号

許 可 書

株式会社 竜徳工業
代表取締役 及川 徳政 殿

令和2年8月31日付け申請の一般貨物自動車運送事業
は、下記のとおり許可する。

記

条 件

- 1 一般貨物自動車運送事業の運輸開始は、許可の日から1年以内に行うこと。
- 2 運輸開始までに社会保険等加入義務者が健康保険、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入すること。
- 3 運輸開始前までに運行管理者及び整備管理者の選任届（整備管理者の選任届については、選任後15日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後15日以内）を提出すること。

令和2年10月30日

東北運輸局長

亀山 秀一

